

退職医師による診療情報閲覧申請の手引

第2版

名古屋掖済会病院

退職医師による診療情報閲覧申請の手引

この「手引」は、名古屋掖済会病院（以下「当院」という）が保有する診療情報を、退職した医師が閲覧するための申請について、具体的な方法と特に留意すべき事項等をまとめたものです。個人情報を取り扱いますので、実際の申請にあたっては、関係法令や通知等を十分理解のうえ、手続きを行ってください。ご不明な点等がありましたら、病歴管理課へお問い合わせください。

1. 申請者の資格

当院で過去5年以内に常勤として就業歴のある医師で、下記の目的で閲覧を行う場合に、申請することができます。

- ・ 専門医等の資格取得に必要なデータ収集のため
- ・ 学会等での症例報告に必要な資料作成のため
- ・ その他、病院長が許可した場合

2. 閲覧が許可される期間、許可される診療情報の範囲

- ・ 申請し許可を得た当日のみ、閲覧が可能となります。
- ・ 閲覧の範囲は、申請者本人が、当院在籍中に診療等で関わった患者の情報のみとなります。
- ・ 対象となる患者以外への不正なアクセスがあった場合は、次回からの申請をお断りいたします。

3. 申請に必要な書類

- ・ 申請者本人であることがわかる身分証明書（運転免許証等顔写真入りのもの）

4. 申請の手順

（1）閲覧の申請：下記のどちらかの方法で申請

- ・ 閲覧申請フォームより申請する場合
当院ホームページに設置の「閲覧申請フォーム」より必要事項を入力して送信してください。[トップページ > 医療関係者の方へ > 退職者の診療情報閲覧申請]
- ・ 電子メールにて申請する場合
当院ホームページに設置の「閲覧申請書」をダウンロード後、必要事項を記入し、身分証明書の写真と共に電子メールにて病歴管理課宛に送信してください。[病歴管理課アドレス：byoreki@ekisai.or.jp]

(2) 閲覧の許可

- ・病歴管理課長の許可を得たのち申請者へ電話または電子メールにて許可連絡します。

(3) 閲覧（申請者の来院）

- ・身分証明書を持参し、病歴管理課へお越してください。
- ・「診療情報の閲覧に関する誓約書」を記入していただきます。
- ・電子カルテへのログイン用IDとパスワードをお渡しします。

5. 閲覧における諸注意

- ・閲覧場所：病歴管理課内（外来棟地下1階）
- ・閲覧可能時間：平日午前8時20分から午後4時50分まで
- ・診療情報等の写しを持ち出す必要がある場合
資格申請などのため、診療情報を持ち出す場合、個人情報に当院の職員がマスクングします。内容により、後日受け渡しになる場合があります。
- ・無許可での紙媒体による印刷、デジタルカメラ／スマートフォン等での画面の撮影は禁止です。
- ・病院情報システム（病院 PC 等）への USB メモリ、スマートフォン、モバイル端末、デジタルカメラ等の外部媒体の接続は禁止です。

お問い合わせ

病歴管理課

電話：052-652-7711（内線：2020／2021）

受付時間：平日 午前8時20分から午後4時50分まで

2020年1月10日 新規作成 第1版

2020年12月9日 一部変更 第2版